

〈納税準備預金〉商品概要説明書

平成25年1月4日 現在

1. 商品名	納税準備預金
2. 販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	随時お預け入れいただけます。
預入金額	1円以上
預入単位	1円単位
5. 払戻方法	原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限りお支払いします。 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他納税に必要な書類を提出してください。
6. 利息	
適用金利	・変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利払方法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計算方法	付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
7. 税金	お利息には所得税がかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、個人の方は20%の税金(国税15%、地方税5%)がかかり、法人は総合課税となります。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に租税納付以外の目的で払い戻した場合には、支払われるお利息に復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかり、法人は総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	—————
10. 中途解約時の取扱い	—————
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ディスプレイまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・租税納付以外での目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・この預金は、「納税準備預金規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。 ・預金保険制度の付保対象預金です。平成14年3月末までは全額保護(利息を含む)されますが、その後は預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)